

嬉野市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和2年度財政援助団体等監査結果を次のとおり公表する。

令和2年11月5日

嬉野市監査委員 西川 平七

嬉野市監査委員 富永 敏文

第1 監査実施日

令和2年10月14日、15日

第2 監査の対象

1 事業名：令和元年度嬉野市体育協会補助

対象団体：一般社団法人嬉野市体育協会

所管課：文化・スポーツ振興課

令和元年度事業費：17,253,000円

令和元年度補助額：12,384,000円

補助率(額)：予算の範囲内

2 事業名：令和元年度うれしの産うまかもん給食支援事業

対象団体：嬉野市嬉野学校給食センター運営委員会

所管課：農業政策課

令和元年度事業費：1,528,360円

令和元年度補助額：1,528,360円

補助率(額)：76円/人 (年間補助日数 10日)

(1) 嬉野市嬉野学校給食センター運営委員会 ※監査対象

平成31年度補助額：942,400円

(2) 嬉野市塩田学校給食センター運営委員会

平成31年度補助額：585,960円

3 事業名：令和元年度さが園芸生産888億円推進事業

対象団体：岩屋川内製茶機械利用組合

所管課：農業政策課

令和元年度事業費：26,609,600円

令和元年度補助額：13,188,000円

$1,749,600 \text{ 円} \times 13/30 = 758,000 \text{ 円}$

$24,860,000 \text{ 円} \times 1/2 = 12,430,000 \text{ 円}$  (中山間地)

補助率(額)：対象経費の13/30以内<農用地の地域により1/2以内>

### 第3 監査方法

監査の実施に当たっては、所管課及び財政援助団体等から提出された財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類について審査するとともに、関係者から事情を聴取した。なお、必要と認めたものについては現地調査を実施した。

### 第4 監査結果

1 令和元年度嬉野市体育協会補助

(1) 一般社団法人嬉野市体育協会及び文化・スポーツ振興課

補助金交付団体に関して、補助金については、経理の内容までは及ばなかったが、会計としておおむね適正に執行されているものと認められた。

提出された関係書類の中に、予算書が2部あった。年度開始前に社員総会の議決を得られないため、社員総会で成立する本予算までの暫定予算(財政法(昭和23年法律第34号)第30条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条に規定される暫定予算と制度、趣旨を異にしているが、この監査報告において「暫定予算」という。)書と本予算書のそれぞれ

を提出したとの説明を受けたが、この暫定予算の編成の権限、手続等について根拠となるものがないのではと聞き取れた。また、事情聴取の全体にわたり補助金に関する説明内容に、補助金交付団体が指定管理者として嬉野市から受け取る委託料が混同するような説明がたびたびあり、財務、会計の仕分けについても、整備が完全なものに出来上がっていないのではないかと思料された。

次に、担当課に関して、補助金の交付事務については、交付申請受理、交付決定、履行確認、補助対象経費の算定、額の確定等のそれぞれの事務を適正に処理するほかに、先に述べた補助金交付団体の財務、会計の仕分けの整備等に関しても指導、助言に努められたい。

## 2 令和元年度うれしの産うまかもん給食支援事業

### (1) 嬉野市嬉野学校給食センター運営委員会及び農業政策課

補助金交付団体に関して、補助金については、その目的に従い執行されていた。

ただし、事業実施状況の報告においては、様式誤り、事業実績報告書においては、記載誤りがあった。

この事業の補助金の交付に関しては、嬉野市「うれしの産うまかもん給食」支援事業費交付要綱（平成19年嬉野市告示第85号）が定められている。

補助金の交付申請その他の行為は、この告示の関係条項の規定に基づき行わなければならない。様式も規定されたものであるから、現行規定様式（嬉野市「うれしの産うまかもん給食」支援事業費交付要綱（平成19年嬉野市告示第85号）の一部を改正する告示（平成30年嬉野市告示第68号）で改正）により行うべきである。

また、事業実績報告書の記載誤りは、対象経費外に補助金を支出したのではないかとの疑義を生じるものである。厳に留意されたい。

次に、担当課に関して、補助金の交付事務については、先に述べた補助金交付団体の事業実施状況の報告の件のおりであり、この件は担当課の責として、防ぎ、正すべきものである。担当課は、うれしの産うまかもん給食支援事業の実施根拠が嬉野市「うれしの産うまかもん給食」支援事業費交付要綱にあることを、しっかり意識して事業の推進、事務の処理に務めるとともに、補助金交付団体に対しても、嬉野市「うれしの産うまかもん給食」支援事業費交付要綱の規定内容を正しく指導するよう努められたい。

加えて、事務処理の工程によるものと思われるが、うまかもん給食の実施が1年の後半になっている実態が見受けられる。うれしの産うまかもん給食支援事業推進検討委員会の開催を始めとする事務処理の迅速化を図り、春夏秋冬の四季の食材に対して支援する事業として充実に努められたい。

### 3 令和元年度さが園芸生産888億円推進事業

#### (1) 岩屋川内製茶機械利用組合及び農業政策課

補助金交付団体に関して、補助金については、その目的に従い執行されていた。

また、購入された製茶機械類について、現地調査を実施。製茶機械類個々の管理状況、製茶機械類全体の運用状況を確認し、良好な管理、有効な運用を確認した。

次に、担当課に関して、この補助金は、佐賀県のさが園芸生産888億円推進事業実施要領（平成31年3月7日付け園第2349号佐賀県知事通知）に基づき、市町を補助事業者、補助金交付団体（事業主体）を間接補助事業者とする間接補助金である。

この間接補助金を補助金交付団体に対して交付する根拠規程として、嬉野市さが園芸生産888億円推進事業費補助金交付要綱（令和元年嬉野市告示第97号）を定めているが、補助金交付の事務手続に必要な様

式を規定していなかったことから、佐賀県のさが園芸生産 8 8 8 億円推進事業実施要領に規定された様式を用いたことは不適切である。

県支出金の間接補助者として補助金交付要綱を定める場合には、佐賀県の事業実施要領、事業費補助金交付要綱等に基づいて、嬉野市において規定すべき条項、様式等を精査した上で定めるよう努められたい。

また、間接補助者として、県との往復文書、補助金交付団体との往復文書がありそれぞれに文書番号を付けてあるが、補助金交付団体に対し、県との往復文書の文書番号を付けて補助金の内示を通知するなど、嬉野市文書規程（平成 1 8 年嬉野市訓令）第 5 条第 3 項に規定された事務処理の一連性の確保を欠く文書事務誤りに加え、公文書の管理としても不備が散見された。課の一部が別庁舎にあることも理解するが、内部において事務処理について検討し、見直しを求めたい。

## 第 5 まとめ

以上 3 つの補助金交付団体の補助金については、その目的に従い執行されたと認められた。

補助金は、財源が税金で賄われており、公益上の必要性があるものに対して交付されるその性質上、関係法令に基づき正確かつ適正な事務処理が当然求められるものである。

しかしながら、今回の監査においても事務処理の一部に不備が見受けられた。過去の例を踏襲して事務を行うことを基本とする職務の姿勢を、強く感じられる監査の場面もあった。組織として総体的に改めるよう求めたい。

また、成果指標の設定、補助金交付の効果検証など補助金制度の見直しを含めた検討についても努められたい。